

歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令案に関する御意見
募集の結果について

令和 8 年 3 月 31 日
厚生労働省医政局歯科保健課

標記について、令和 8 年 12 月 25 日から令和 8 年 1 月 25 日まで御意見を募集したところ、10 件の御意見をいただき、うち 2 件は本件とは直接関係の無い御意見でした。お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方を次のとおり御報告いたします。

皆様方の御協力に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力賜りますようお願い申し上げます。

No.	御意見	御意見に対する考え方
1	基本的には賛成である。 ただし、歯科技工士においても歯科技工所においても、廃業や移転、転職をおこなったときには確実に更新しなければ生きたデータにならず現状と変わらなくなる。 この機会に、持続的に検証できる仕組みを構築願いたい。	御意見ありがとうございます。 後段につきましては、今後の施策の検討において参考とさせていただきます。
2	番号付与には賛成であるがすでに開設届を出しているところにはどう番号をつけるのか、移転届や廃止届をしていない技工所にも付与されるのか。 早々に技工所開設届も認可制にすべきであると思います。	御意見ありがとうございます。 既に開設届を提出している歯科技工所に関しては、都道府県等は、施行日の前日までに歯科技工士番号の通知をするものとする旨の経過措置を設けております。 後段につきましては、今後の施策の検討において参考とさせていただきます。
3	歯科技工は歯科医師の元行われる行為であり、保険制度を担っているにもかかわらず、歯科技工所が無届であることはそもそも社会保険制度の公益性から考えれば看過できない。 その意味で歯科技工所に番号を付与することは必要であると考えます。 一方この改正により指示書への番号の記載が求められるが、不記載の場合の罰則などはどのようなのか、現在の指示書の位置づけ	御意見ありがとうございます。 歯科技工士法（昭和 30 年法律第 168 号）第 32 条において、厚生労働省令で定める事項を記載した歯科医師の指示書によらず、業として歯科技工を行った場合の罰則を規定しております。 その他の御指摘に関しましては、今後の施策の検討において参考とさせていただきます。

	があいまいであり、歯科医療機関から外部の歯科技工所に委託する場合トレーサビリティの確保の観点から今後はカルテにも記載を求めるなど検証可能にすべきと考える。 特に使用材料については現在保険収載されている材料は多様化しており、その記録は患者の知る権利はもとより、のちの治療計画や修理に影響が起こるため非常に重要と考える。	
4	大賛成!! 県知事単位または、全国単位での管理番号付与は必須と考える。	御意見ありがとうございます。 本案についての賛同の御意見として承ります。
5	〔改正の趣旨〕では、令和7年8月6日に開催した検討会（第5回）においては、都道府県等が「届出された歯科技工所であることを確実に把握できるよう、歯科技工所の開設の届出を行った歯科技工所に対して届出番号を付与すること」及び「歯科医師が届出が行われた歯科技工所であることを確認できるよう、歯科技工指示書の記載事項について検討」することに関して議論が行われ、見直しの方向性が了承されたとある。 しかし、歯科技工士法施行規則の一部を改正する省令案の〔命令などの案〕の〔概要〕では、歯科技工所の開設の届出があった場合に、都道府県知事等は、開設者に対して、歯科技工所番号を通知しなければならないことと書かれている。検討会での内容と改正案が全く整合しない。歯科技工所番号は開設している全ての歯科技工所に付与する唯一無二の符号であるべきで、歯科技工所の開設の届出があった場合には、既に開設の届出をしている歯科技工所は対象外で、これから開設の届出が	御意見ありがとうございます。 既に開設届を提出している歯科技工所に関しては、都道府県等は、施行日の前日までに歯科技工士番号の通知をするものとする旨の経過措置を設けております。 その他の御指摘に関しましては、今後の施策の検討において参考とさせていただきます。

	された歯科技工所のみが対象になるというように読み取れる。この度の省令改正は、これからのデジタル歯科技工の推進やトレーサビリティを確保する（符号の利用・活用）という観点から有意義であるが、具体的に無資格歯科技工、無届け歯科技工所開設、不正委託、不正作成、不正請求、国外委託による保険料資源や税金の流出を防げるものとしなければならない。	
6	すでに開設済みの歯科技工所に付与される番号は 10 月より早く通知されるのでしょうか？ 番号が印字された指示書の手配など事務的な準備に 1 ヶ月程度はかかるのでその点を考慮いただきたい。	御意見ありがとうございます。 既に開設届を提出している歯科技工所に関しては、都道府県等は、施行日の前日までに歯科技工士番号の通知をするものとする旨の経過措置を設けております。 後段の御指摘に関しましては、今後の施策の検討において参考とさせていただきます。
7	・歯科技工所番号が付与されていることのみをもって、届出された歯科技工所であるかどうかを把握することは不可能であり、改正の趣旨と内容が合致していない。例えば、歯科技工所を移転した場合は、廃止届と開設届を行い、新たな歯科技工所番号が付与されることになるが、旧番号のまま営業していたとしても、判明しない可能性がある。特に、同一保健所の管内で移転していた場合、判別は難しく、開設届出の副本等をもって証明する必要がある。 ・付与した歯科技工所番号が実務として機能するためには、都道府県の事務として番号を付与するための、マニュアルの改正、保健所への説明等に加えて、付与された歯科技工所番号を各歯科技工所と歯科医療機関に周知する等、準備に時間を要するため、施行日につ	御意見ありがとうございます。 移転や廃止の場合の取扱い及び施行後の都道府県等の事務フロー等については、いただいたご意見も参考に、施行に向けて検討させていただきます。 施行期日に関しましては、都道府県等の実務を踏まえて適切な期間を設定しております。 その他のご指摘については、今後の施策の検討において参考とさせていただきます。

	いては、令和9年4月1日等、より余裕をもった日程にするべき。 ・歯科技工所番号を歯科技工指示書に記載するためには、少なくとも保健所、歯科技工所、歯科医療機関の三者において、どの番号がどの歯科技工所に対応するかを容易に確認できる状況が必要である。現状の各保健所のホームページ等では、歯科技工所一覧を公開していても、掲載を希望されない歯科技工所等もあり、網羅的に情報提供することは困難である。例えば、国において歯科技工所のデータベースを構築する等の対応が別途、必要となるのではと料するが、今後の国における対応予定は如何。 ・現状の届出事務を踏まえると、廃止届が出されていない、営業実態が必ずしも明らかでない歯科技工所に対しても、歯科技工所番号を付与することとなり、改正の趣旨である「届出された歯科技工所であるかどうかを把握」する目的を果たすことは難しい。 例えば、既存の歯科技工所については、別途、歯科保健所から保健所に番号付与の申請を行い、営業実態と過去の届出状況を照合した上で番号付与を行う等、事務フローを検討すべき。 ・歯科技工所番号を付与したとしても、廃業したにも関わらず、廃止届を提出しない歯科技工所が一定数存在することが考えられる。営業実態のない歯科技工所については、行政側で廃止扱いとすること（職権廃止）が可能かどうか検討すべきではないか。 ・改正の趣旨を踏まえると、全国で統一的な採番ルールに基づいて番号付与することが望ましいと考	
--	---	--

	えるが、その方針はいつ示されるか。また、全国で統一的な採番ルールに基づいて番号付与する場合、既に各保健所で独自に付与している番号との整合性はどのように取るのか。 ・事務的なルール等については、都道府県・保健所に対して4月に説明会開く等、速やかかつ丁寧に説明をするべき。	
--	---	--